



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 告示

- 1 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 2 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健総務課)
- 3 生活保護法による施術機関の指定 ( " )
- 4 生活保護法による介護機関の指定 ( " )
- 5 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 (障害福祉課)
- 6 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 ( " )
- 7 児童福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 ( " )
- 8 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 ( " )
- 9 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 ( " )
- 10 児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 ( " )
- 11 保安林の指定 (森林整備課)
- 12 保安林の指定予定の通知 ( " )
- 13 特定第1号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課)
- 14 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 15 都市公園の区域変更 (住宅環境課)
- \*16 和歌山県スポーツ賞規程の一部改正 (教育委員会)

### ○ 公告

- 入札公告 (総務事務集中課)
- 和歌山県労働委員会委員候補者推薦要項 (労働企画課)
- 入札公告 (下水道課)

## 告 示

### 和歌山県告示第1号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年2月10日まで縦覧に供する。

平成18年1月6日

和歌山県知事 木村良樹

### 1 申請年月日

平成17年12月10日

### 2 名称

特定非営利活動法人かみひこうき

### 3 代表者の氏名

古井基世子

### 4 主たる事務所の所在地

橋本市神野々651番地1

### 5 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人に対して、生涯にわたって住み慣れた地域で安心して生活をおくるために必要な各種事業を行い、ひろく地域福祉に寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第2号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年1月6日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋歯 28-17	こじま歯科医院	橋本市古佐田1-1-16	平成 17.11.1

### 和歌山県告示第3号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年1月6日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有市柔 21-17	まんに整骨院	有田市辻堂820-3	平成 17.12.2

### 和歌山県告示第4号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年1月6日

和歌山県知事 木村 良樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定期年月日
社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253-2	紀の川市社会福祉協議会打田支所	紀の川市西大井338	居宅介護支援	平成17.11.7
社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253-2	紀の川市社会福祉協議会桃山支所	紀の川市桃山町最上1253-2	居宅介護支援	平成17.11.7
社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253-2	紀の川市社会福祉協議会粉河支所	紀の川市粉河412	訪問介護 居宅介護支援	平成17.11.7
社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253-2	紀の川市社会福祉協議会那賀支所	紀の川市名手市場144-1	訪問介護 居宅介護支援	平成17.11.7
社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253-2	紀の川市社会福祉協議会貴志川支所	紀の川市貴志川町神戸331	訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援	平成17.11.7
社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253-2	紀の川市社会福祉協議会介護サービス事業所打田支所	紀の川市西大井338	訪問介護	平成17.11.7
社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253-2	紀の川市社会福祉協議会介護サービス事業所桃山支所	紀の川市桃山町最上1253-2	訪問介護 通所介護	平成17.11.7

和歌山県告示第5号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の20に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出

があったので、同法第17条の23第2号に基づき公示する。

平成18年1月6日

和歌山県知事 木村 良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30000100 01117	社会福祉法人打田町社会福祉協議会	那賀郡打田町大字西大井338番地	根来公士	社会福祉法人打田町社会福祉協議会	那賀郡打田町大字西大井338番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害者・全身性障害者) ・日常生活支援	平成17.11.6
30000100 025117	社会福祉法人粉河町社会福祉協議会	那賀郡粉河町大字粉河412番地	服部一	社会福祉法人粉河町社会福祉協議会	那賀郡粉河町大字粉河412番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害者・全身性障害者) ・日常生活支援	平成17.11.6
30000100 008113	社会福祉法人那賀町社会福祉協議会	那賀郡那賀町大字名手市場144番地1	東健児	那賀町社会福祉協議会	那賀郡那賀町大字名手市場144番地1	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害者・全身性障害者) ・日常生活支援	平成17.11.6
30000100 002126	社会福祉法人桃山町社会福祉協議会	那賀郡桃山町大字最上1523番地2	山下忠男	社会福祉法人桃山町社会福祉協議会	那賀郡桃山町大字最上1523番地2	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害者・全身性障害者) ・日常生活支援	平成17.11.6
30000100 044118	社会福祉法人貴志川町社会福祉協議会	那賀郡貴志川町大字神戸331番地	中村慎司	社会福祉法人貴志川町社会福祉協議会	那賀郡貴志川町大字神戸331番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害者・全身性障害者) ・日常生活支援	平成17.11.6

和歌山県告示第6号				があったので、同法第15条の23第2号に基づき公示する。			
知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出				平成18年1月6日			
				和歌山県知事 木村良樹			
指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30000200030116	社会福祉法人打田町社会福祉協議会	那賀郡打田町大字西大井338番地	根来公士	社会福祉法人打田町社会福祉協議会	那賀郡打田町大字西大井338番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.11.6
30000200040115	社会福祉法人粉河町社会福祉協議会	那賀郡粉河町大字粉河412番地	服部一	社会福祉法人粉河町社会福祉協議会	那賀郡粉河町大字粉河412番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.11.6
30000200022113	社会福祉法人那賀町社会福祉協議会	那賀郡那賀町大字名手市場144番地1	東健兒	那賀町社会福祉協議会	那賀郡那賀町大字名手市場144番地1	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.11.6
30000200044117	社会福祉法人桃山町社会福祉協議会	那賀郡桃山町大字最上1523番地2	山下忠男	社会福祉法人桃山町社会福祉協議会	那賀郡桃山町大字最上1523番地2	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.11.6
30000200054116	社会福祉法人貴志川町社会福祉協議会	那賀郡貴志川町大字神戸331番地	中村慎司	社会福祉法人貴志川町社会福祉協議会	那賀郡貴志川町大字神戸331番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.11.6

和歌山県告示第7号				平成18年1月6日			
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の20に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第21条の23第2号に基づき公示する。				和歌山県知事 木村良樹			
指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30000300003112	社会福祉法人打田町社会福祉協議会	那賀郡打田町大字西大井338番地	根来公士	社会福祉法人打田町社会福祉協議会	那賀郡打田町大字西大井338番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害児・ 全身性障害児・ 知的障害児)	平成 17.11.6
30000300019118	社会福祉法人粉河町社会福祉協議会	那賀郡粉河町大字粉河412番地	服部一	社会福祉法人粉河町社会福祉協議会	那賀郡粉河町大字粉河412番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害児・ 全身性障害児・ 知的障害児)	平成 17.11.6
300003000150111	社会福祉法人那賀町社会福祉協議会	那賀郡那賀町大字名手市場144番地1	東健兒	那賀町社会福祉協議会	那賀郡那賀町大字名手市場144番地1	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害児・ 全身性障害児・ 知的障害児)	平成 17.11.6
30000300008111	社会福祉法人桃山町社会福祉協議会	那賀郡桃山町大字最上1523番地2	山下忠男	社会福祉法人桃山町社会福祉協議会	那賀郡桃山町大字最上1523番地2	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害児・ 全身性障害児・ 知的障害児)	平成 17.11.6

30000300 018110	社会福祉法人貴志川町社会福祉協議会	那賀郡貴志川町大字神戸331番地	中村慎司	社会福祉法人貴志川町社会福祉協議会	那賀郡貴志川町大字神戸331番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害児・ 全身性障害児・ 知的障害児)	平成 17.11.6
--------------------	-------------------	------------------	------	-------------------	------------------	---	---------------

和歌山県告示第8号

同法第17条の23第1号に基づき公示する。

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の17第1

平成18年1月6日

項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
30000100 011117	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253番地2	根来公士	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会打田支所	紀の川市西大井338番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害者・ 全身性障害者) ・日常生活支援	平成 17.11.7
30000100 025117	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253番地2	根来公士	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会粉河支所	紀の川市粉河412番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害者・ 全身性障害者) ・日常生活支援	平成 17.11.7
30000100 008113	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253番地2	根来公士	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会那賀支所	紀の川市名手市場144番地1	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害者・ 全身性障害者) ・日常生活支援	平成 17.11.7
30000100 002116	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253番地2	根来公士	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会桃山支所	紀の川市桃山町最上1253番地2	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害者・ 全身性障害者) ・日常生活支援	平成 17.11.7
30000100 044118	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253番地2	根来公士	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会貴志川支所	紀の川市貴志川町神戸331番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害者・ 全身性障害者) ・日常生活支援	平成 17.11.7
30000100 178114	特定非営利活動法人助けあいセンターみかん	新宮市千穂3丁目4番24号	池田保夫	NPO法人みかん	新宮市千穂3丁目4番24号	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・日常生活支援	平成 18.1.1
30000100 177116	有限会社レッツ	橋本市隅田町河瀬419P & FタキナB102	杉山えり子	訪問介護ステーション杉の子	橋本市隅田町河瀬419P & FタキナB102	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (全身性障害者) ・日常生活支援	平成 18.1.1
30000100 176118	合資会社テンドライ	伊都郡高野町花坂745	妙中正明	テンドライ・ホームヘルプ&ケアクシ-	伊都郡高野町花坂745	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・通院等乗降介助 ・日常生活支援	平成 18.1.1

和歌山県告示第9号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第15条の23第1号に基づき公示する。

平成18年1月6日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
30000200030116	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253番地2	根来公士	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会打田支所	紀の川市西大井338番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成17.11.7
30000200040115	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253番地2	根来公士	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会粉河支所	紀の川市粉河412番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成17.11.7
30000200022113	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253番地2	根来公士	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会那賀支所	紀の川市名手市場144番地1	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成17.11.7
30000200044117	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253番地2	根来公士	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会桃山支所	紀の川市桃山町最上1253番地2	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成17.11.7
30000200054116	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253番地2	根来公士	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会貴志川支所	紀の川市貴志川町神戸331番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成17.11.7
30000200225112	特定非営利活動法人助けあいセンターみかん	新宮市千穂3丁目4番24号	池田保夫	NPO法人みかん	新宮市千穂3丁目4番24号	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助	平成18.1.1
30000200075111	社会福祉法人湯浅町社会福祉協議会	有田郡湯浅町湯浅1675-1	太田勲	湯浅町社会福祉協議会	有田郡湯浅町湯浅1675-1	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成18.1.1
30000200224115	有限会社レッツ	橋本市隅田町河瀬419P & F タキナB102	杉山えり子	訪問介護ステーション杉の子	橋本市隅田町河瀬419P & F タキナB102	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成18.1.1
30000200223117	合資会社テングリィ	伊都郡高野町花坂745	妙中正明	テングリィ・ホームヘルプ&ケアタクシー	伊都郡高野町花坂745	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・通院等乗降介助	平成18.1.1

和歌山県告示第10号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法

第21条の23第1号に基づき公示する。

平成18年1月6日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
30000300003112	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253番地2	根来公士	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会打田支所	紀の川市西大井338番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害児・全身性障害児・知的障害児)	平成17.11.7
30000300019118	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253番地2	根来公士	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会粉河支所	紀の川市粉河412番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害児・全身性障害児・知的障害児)	平成17.11.7

30000300 150111	社会福祉法人紀の 川市社会福祉協議 会	紀の川市桃山町最 上1253番地2	根来公士	社会福祉法人紀の 川市社会福祉協議 会那賀支所	紀の川市名手市場 144番地1	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害児・ 全身性障害児・ 知的障害児)	平成 17.11.7
30000300 008111	社会福祉法人紀の 川市社会福祉協議 会	紀の川市桃山町最 上1253番地2	根来公士	社会福祉法人紀の 川市社会福祉協議 会桃山支所	紀の川市桃山町最 上1253番地2	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害児・ 全身性障害児・ 知的障害児)	平成 17.11.7
30000300 018110	社会福祉法人紀の 川市社会福祉協議 会	紀の川市桃山町最 上1253番地2	根来公士	社会福祉法人紀の 川市社会福祉協議 会貴志川支所	紀の川市貴志川町 神戸331番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害児・ 全身性障害児・ 知的障害児)	平成 17.11.7
30000300 167115	特定非営利活動法 人助けあいセンタ ーみかん	新宮市千穂3丁目4 番24号	池田保夫	NPO法人みかん	新宮市千穂3丁目4 番24号	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助	平成 18.1.1
30000300 165119	社会福祉法人湯浅 町社会福祉協議会	有田郡湯浅町湯浅 1675-1	太田勲	湯浅町社会福祉協 議会	有田郡湯浅町湯浅 1675-1	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害児・ 全身性障害児・ 知的障害児)	平成 18.1.1
30000300 164112	有限会社レッツ	橋本市隅田町河瀬 419P & F タキナ B102	杉山えり子	訪問介護ステーシ ョン杉の子	橋本市隅田町河瀬 419P & F タキナB 102	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (全身性障害児 ・知的障害児)	平成 18.1.1
30000300 163114	合資会社テングリ ィ	伊都郡高野町花坂 745	妙中正明	テングリィ・ホーム ヘルプ&ケアタク シー	伊都郡高野町花坂 745	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・通院等乗降介 助	平成 18.1.1

和歌山県告示第11号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定によ  
り、次のように保安林の指定をする。

平成18年1月6日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町添野川字クエノヌ  
谷1491

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立  
木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め  
る標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁  
及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に  
供する。)

和歌山県告示第12号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定で  
ある旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)  
第30条の規定により告示する。

平成18年1月6日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡さき町小河内字  
住木谷1480の2、1480の3、1480の5、1481の8、1481の13、  
字臼ノ谷1488の1、1488の3(次の図に示す部分に限る。)、

1488の13、1488の14、字菖蒲谷1527、1527の1、字木行谷1595の1(次の図に示す部分に限る。)、1595の2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立

木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第13号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第105条の2第3項の規定により、同法第105条第1項第1号ロに規定する規約の設定について特定第1号漁業者の同意成立の届出があり、審査したところ適正であると認められるので、同法第105条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年1月6日

和歌山県知事 木村良樹

漁業災害補償法第104条第1号に掲げる漁業

加入区	区 域	区 分
御坊市漁業協同組合加入区	和共第22号漁業権漁場の区域	あわびをとる漁業

和歌山県告示第14号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年1月6日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 所 名 住 氏	指 定 年 月 日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2864	那賀郡岩出町大字水栖字牛坪70番1の一部	奈良県五條市田園2丁目2番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成17.12.19	6.00	41.80

和歌山県告示第15号

昭和51年和歌山県告示第786号で設置した和歌公園の区域を次のように変更するので、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定により公告する。

平成18年1月6日

和歌山県知事 木村良樹

1 名称 和歌公園

2 位置

(1) 追加する部分 なし

(2) 削除する部分 和歌山市和歌浦南1丁目1654-27番地

和歌山市和歌浦南1丁目1654-28番地

和歌山市和歌浦南1丁目1654-29番地

和歌山市和歌浦南1丁目1654-30番地

3 区域 別添図面のとおり

4 変更後の区域の供用開始の期日 平成17年1月6日

(「別添図面」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部住宅環境課に備え置いて40日間縦覧に供する。)

和歌山県告示第16号

和歌山県スポーツ賞規程(昭和37年和歌山県告示第125号)の一部を次のように改正する。

平成18年1月6日

和歌山県知事 木村良樹

第2条第1項第7号を削り、同条第8項を削る。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

公 告

生簀購入に係る入札公告

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年1月6日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入年度及び物品調達番号

平成17年度調達番号00296490号

(2) 購入物品の名称及び数量

生簀 1式

(3) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(4) 納入期限

平成18年3月20日(月)

(5) 納入場所

和歌山県水産研究所(仮称) 東牟婁郡串本町串本1557

-20

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「その他物品関係」に登録されている者であること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

## (2) 期間

平成18年1月6日(金)から平成18年1月12日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

## 4 入札説明書を交付する場所及び期間

## (1) 場所

3の(1)に同じ。

## (2) 期間

3の(2)に同じ。

## 5 一般競争入札の場所及び日時等

## (1) 一般競争入札の場所及び日時

## ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課入札室

## イ 入札日時

平成18年1月18日(水)午前10時35分から

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成18年1月18日(水)午前10時までに総務部総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

## 6 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるもの

とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

## 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

## 9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

## 10 落札者の決定の方法

(1) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。



(4) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課  
郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
電話番号 073-441-2291

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約の締結における議会の議決の要否

否

公 告

和歌山県労働委員会現委員の任期満了に伴い、労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第3項の規定により次期委員を任命するため、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定に基づき、次の要項により労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦を求める。

平成18年1月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県労働委員会委員候補者推薦要項

1 推薦資格を有する者

(1) 労働者委員の候補者を推薦できる者は、和歌山県内にみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であることを和歌山県労働委員会が証明した労働組合とする。したがって、国家公務員、地方公務員又は国営企業職員の組織する組合は、推薦資格を有しないが、地方公務員でも地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)の適用を受ける地方公営企業職員及び単純な労務に雇用される者の組織する労働組合は、推薦資格を有するものとする。

(2) 使用者委員の候補者を推薦できる者は、和歌山県内にみに組織を有し、主として労働問題に関する事務をその事務とする使用者団体又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体とする。

2 推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者に推薦される者の資格については、特別の制限はないが、次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれの委員の候補者に推薦される者の資格を有しないものとする。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は

執行を受けることがなくなるまでの者(労働組合法第19条の12第4項において準用する同法第19条の4第1項)

(2) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)、国会法(昭和22年法律第79号)等の規定によって兼職禁止等の制限を受ける者

3 推薦方法

(1) 労働組合は、別に定める推薦書によること。

なお、推薦書を提出するときは、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の和歌山県労働委員会の証明書を添付すること。

(2) 使用者団体は、別に定める推薦書によること。

4 推薦書の提出期間

平成18年1月6日から平成18年2月15日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する休日を除く。

5 推薦書提出先

和歌山県商工労働部労働政策局労働企画課

入 札 公 告

紀の川中流流域下水道(那賀処理区)那賀浄化センターポンプ棟機械設備工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成18年1月6日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

(1) 工事年度・工事番号 平成17年度国債流下管第2号-32  
(2) 工事名 紀の川中流流域下水道(那賀処理区)那賀浄化センターポンプ棟機械設備工事

(3) 工事場所 那賀郡岩出町中島地内

(4) 工事概要 ポンプ棟機械設備工事

沈砂池設備1式

脱臭設備1式

ポンプ設備1式

(5) 工期 平成19年3月31日まで

(6) 予定価格 437,113,950円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(7) 調査基準価格 324,500,400円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(8) 施工形態 単体企業

(9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。

(10) 支払条件 前払金 有

部分払 有

(11) 契約の保証 要

(12) 議会の議決 不要

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 建設業法に基づく機械器具設置工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。
- (5) 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 平成7年度以降に元請として、那賀浄化センター全体計画下水量(72,600m<sup>3</sup>/日)の1/2以上の規模であり、高度な水処理方式を行う終末処理場(下水道法(昭和33年法律第79号)の適用を受けるものに限る。)において、水処理施設の機械設備工事(生物反応槽工事を含むものに限る。)の施工実績(施工中のものを除く。)を有する者であること。

なお、高度な水処理方式とは、循環式硝化脱窒素法等(循環式硝化脱窒法、硝化内生脱窒法、ステップ流入式多段硝化脱窒法、高度処理オキシデーションディッチ法)、嫌気好気活性汚泥法、嫌気無酸素好気法によるものとする。

- (9) 平成7年度以降(8)に該当する工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に機械器具設置工事の監理技術者資格証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の機械器具設置工事の監理技術者を配置すること。
- (10) 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する機械器具設置工事の総合点数が、1000点以上であること。

## 3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により

交付する。

- ア 交付期間 平成18年1月6日(金)から平成18年1月31日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで
  - イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課  
電話番号 073-441-3200(直通)
- (3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所
- ア 閲覧期間 (2)のイに同じ。
  - イ 閲覧場所 那賀郡岩出町高塚209  
那賀振興局建設部総務課  
電話番号 0736-63-0100
- (4) 設計図書等に対する質問及び回答
- ア 受付期間 平成18年1月11日(水)から平成18年1月13日(金)までの3日間
  - イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・郵送方式)試行要領(平成17年8月1日制定。以下「試行要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
  - ウ 受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課  
ファクシミリ番号 073-436-2940  
e-mail e0810001@pref.wakayama.lg.jp
  - エ 回答期間 平成18年1月18日(火)から平成18年1月20日(金)まで
  - オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/081000/gesuido.html>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

## 4 入札等

- (1) 入札書等提出期間及び提出先
  - ア 提出期間 平成18年1月25日(水)から平成18年1月31日(火)まで
  - イ 提出先 〒649-6299  
岩出郵便局留  
和歌山県那賀振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

- ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。
  - (ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
  - (イ) 入札書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称、建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。
  - (ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に、開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称、建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。
  - (エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。
  - (オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとする。
- イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。
- ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

試行要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

試行要領第14条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

試行要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成18年2月1日(水)午後1時30分から

イ 開札場所 那賀振興局 3階入札室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成18年2月2日(木)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成18年2月6日(月)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

評価項目	着目点
ア 施工実績	平成7年度以降に元請として、那賀浄化センター全体計画下水量(72,600m <sup>3</sup> /日)の1/2以上の規模であり、高度な水処理方式を行う終末処理場(下水道法の適用を受けるものに限る。)において、水処理施設の機械設備工事(生物反応槽工事を含むものに限る。)の施工実績(施工中のものを除く。) <p>なお、高度な水処理方式とは、循環式硝化脱窒素法等(循環式硝化脱窒法、硝化内生脱窒法、ステップ流入式多段硝化脱窒法、高度処理オキシデーションディッチ法)、嫌気好気活性汚泥法、嫌気無酸素好気法によるものとする。</p>
イ 技術者評価	配置予定技術者の平成7年度以降のアに該当する工事の経験 配置予定技術者の資格(機械器具設置工事の監理技術者)

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、一者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒 6 4 9 - 6 2 9 9

# 岩出郵便局留

和歌山県那賀振興局建設部総務課行

開札日 平成 1 8 年 2 月 1 日

工事年度及び工事番号 平成 1 7 年度国債流下管第 2 号 - 3 2

工事名 紀の川中流流域下水道 (那賀処理区) 那賀浄化センターポンプ棟機械設備工事

工事場所 那賀郡岩出町中島地内

商号又は名称

建設業許可番号

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先 (電話番号)

担当者連絡先 (ファクシミリ番号)